



## 多国籍企業との国際協約の締結に関する PSI ガイドライン

2007 年の PSI ウィーン大会と 2009 年 11 月の第 139 回執行委員会の決定に基づいて、PSI は多国籍企業との交渉に関する以下の規制を定める。

### 手順

1. PSI 書記局は、多国籍企業(MNE)との国際協約を交渉し、締結するためのイニシャテチブをとる権限を与えられる。書記局は、多国籍企業側のイニシャテチブに基づいて交渉に入ること、あるいは労働組合や他のグローバル・ユニオン・フェデレーション (GUF) が開始した交渉に参加することもできる。
2. 書記局は、できる限り早急に、当該多国籍企業の子会社の労働者を組織する加盟組合に、交渉が計画されていること、および／または交渉が実施されていることを伝える。内外の情報源を使って、多国籍企業の子会社を特定し、また多国籍企業の職員を組織している可能性のある PSI 加盟組合を特定する。このマッピングに基づいて、書記局は多国籍企業内に加盟組合が小地域、地域および／またはグローバルなネットワークを築くよう求め、これを支援することによって、情報交換を向上し、企業活動の透明性を促し、当該多国籍企業に対する労働組合側の共通の立場をコーディネートする。ネットワークは通常は電子手段をベースにして設定されるが、組織的、金銭的に可能な場合は会合も可能である。
3. 書記局は、絶えず交渉の進捗状況を関連加盟組合に伝え、提出された協約案に関する彼らの見解と提案を連絡するよう求める。連絡先のデータが入手できれば、書記局の情報は企業レベルの加盟組合代表にも送られる。適宜、交渉委員会に加盟組合の代表も含めることができる。
4. 適宜、書記局は他の GUF の協力および合同交渉を求める。該当する欧州労働評議会 (EWC) 存在する場合には、そこに交渉に関する情報を伝え、協議する。
5. 協約の締結に先立って、最終案は加盟組合に送られ、彼らの承認を得る。その段階では、加盟組合は本文の変更をもちや要求することはできず、協約全体を承認するか、承認しないかのどちらかである。加盟組合が書記局の提案、姿勢、戦略あるいは行動に反対する場合は、彼らはこれをはっきりと伝えなければならない。沈黙していることは、書記局の提案と手法を承認したものを解釈される。
6. 協約が成立すると、書記局は当該多国籍企業の労働者を組織する PSI 加盟組合を代表してこれに署名／共同署名する。当該多国籍企業の労働者を代表するひとつ以上の PSI 加盟組合の組合員総数 3 分の一以上が反対する場合には、書記局は協約に署名しない。

### 内容

7. 書記局は、世界人権宣言や OECD の多国籍企業ガイドライン、ILO の多国籍企業と社会政策に関する原則の三者宣言、国連グローバルパクトなどの、重要な国際基準を多国

籍企業が正式に承認することを求める。

8. 国際協約には、最低限、労働における基本的権利に関する ILO 宣言の中で詳述されている権利—結社の自由と団体交渉（第 87 号と 98 号条約）、差別（第 100 号と 111 号条約）、強制労働（第 29 条と 105 号条約）、児童労働（第 138 号と 182 号条約）—を含めなければならない、労働者に対するいかなる形の差別も禁止し、労働組合が職場や職員にアクセスする権利を保証しなければならない。適宜、書記局は ILO 第 94 号条約の適用を求める。
9. 書記局は、協約の規定でカバーされている多国籍企業のすべての子会社、納入業者、下請け業者をターゲットにする。
10. 国際協約は、地方、国その他のレベルですでに存在する団体協約を無効する、もしくはそれらに疑問を投げかけることはない。国際協約は、すでに存在するより高度、もしくはより詳細な基準に何らの影響を及ぼすことなく、最低限の基準が世界中で遵守され、尊重されるようにすることを意図するものである。
11. 書記局は、公共サービスの民営化を歓迎もしくは支持する、あるいは民営化政策を支持するものと理解される可能性のある語句を含む協約には署名しない。

#### 実施

12. 国際協約は、合意された実施メカニズムを含む。これには、協約違反に関する苦情と本文の解釈を扱う権利を与えられるレフェレンス・グループの設置が含まれる。レフェレンス・グループは、協約署名者によって構成され、書記局ならびに PSI 加盟組合の代表を含めることができる。
13. 国際協約の適用は、PSI 加盟組合によって、書記局の支援を受けて、監視される。労働組合が存在しない、あるいは適用状況を監視できない場合には、外部のパートナーがかかわることができる。
14. 協約違反の申し立てや苦情に際しては、まず最初に現地／国内の PSI 加盟組合と多国籍企業の現地／国内の経営陣との間で処理されるべきである。労働者は、組合に代表されることを求める権利を持つべきである。このレベルで解決できない違反事例についてはレフェレンス・グループが対応し、当該国の加盟組合が関与することになる。